

みどりのまちづくりの考え方

1. みどりの将来像（イメージ）

めざすべき宝塚市のみどりの将来の姿を記載します。

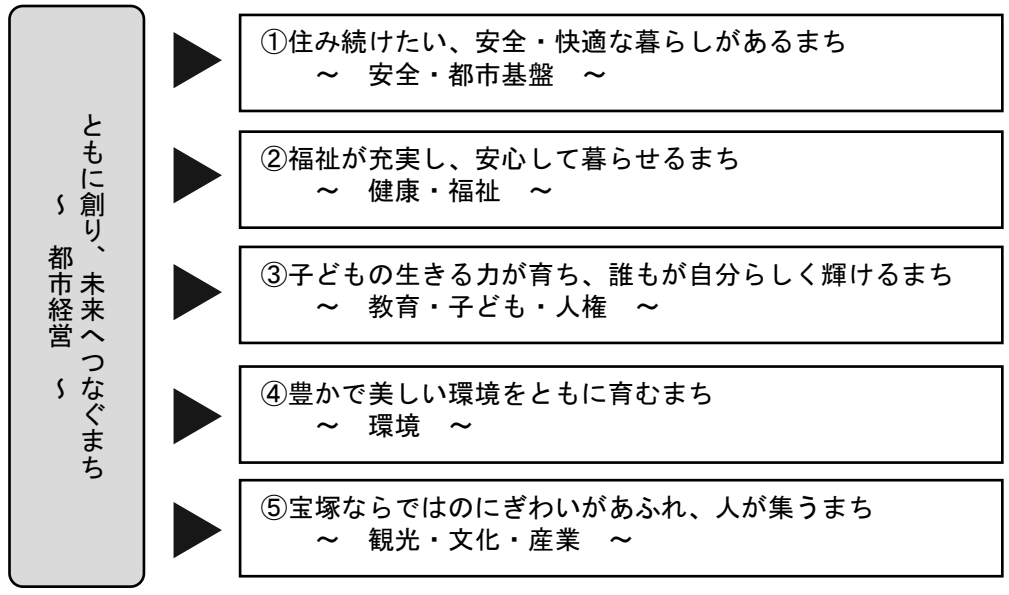
市内のみどりの骨格や緑地の配置などを示した目標図とする都市や、将来像をイメージできるキャッチフレーズ、イメージを補足する文言で表記する都市があります。

本計画では、第6次総合計画で示された「分野ごとのめざすまちの姿」ごとのみどりを将来像と捉え、それぞれのまちのみどりの到達状況をイメージできる文章で表すことにしました。

【総合計画における6つのめざすまちの姿】

5つの分野を横断する共通しためざすまちの姿

5つの分野ごとのめざすまちの姿



【みどりの将来像（案）】

①「住み続けたい、安全・快適な暮らしがあるまち」のみどり

- ・災害の拡大を未然に防止する街路樹や川沿いのみどりのほか、緊急時の避難場所や避難経路となる公園や緑地が充実している。
- ・誰もがずっと住み続けたい、子育て世代が移り住みたいと思える魅力的なまちとして、豊かな自然や、住宅を彩るみどりがまちを包み込んでいる。
- ・道沿いや駅前、バス停などにおいて適正に管理された草木や花があふれ、快適で楽しい道路環境が保全されている。
- ・河川の治水機能の向上とともに河川と周辺のみどりが、休憩や散策の場として、うるおいと安らぎある水辺空間を形成している。

など

②「福祉が充実し、安心して暮らせるまち」のみどり

- ・ 障害者や高齢者が、公園や緑地を活用して、仲間づくりや健康づくり活動に取り組んでいる。
- ・ みどりの管理や整備に関わることで、こころの健康づくりや生きがいがいづくりになり、あらゆる世代において安心できる健やかな暮らしができています。
- ・ 憩いの場として、花とみどりの景観を楽しみながら、誰もがいつでも安心して過ごすことのできる公園や緑地が身近にある。

など

③「子どもの生きる力が育ち、誰もが自分らしく輝けるまち」のみどり

- ・ 子どもたちが、豊かな自然や文化に触れ、異世代や地域・社会と関わり、たくさんの遊びや学びを経験し、心豊かに成長している。
- ・ 花やみどりあふれる公園・緑地で子どもたちが元気に走りまわり、まわりのベンチでその様子を見守る親子が休憩している。
- ・ 学校や家庭、地域において花植えなどのみどりに関する活動を通じて、児童、生徒が「ふるさと宝塚」への誇りや愛着を育んでいる。
- ・ 様々な人が、交流を通じた生きがいがいづくりに健康・体力づくりのために、公園や緑地を活用している。

など

④「豊かで美しい環境をともに育むまち」のみどり

- ・ 山々と河川が織りなす自然景観や北部地域の農村・田園景観、芸術文化に育まれた景観、それぞれが調和した宝塚らしい景観が保たれ、魅力を増している
- ・ まちに花やみどりがあふれ、地域のニーズに合った魅力的な公園づくりが進み、住民、訪れる人を魅了し、利用されている
- ・ 自然とのふれあいや学びを通して、市民の環境への関心が高まり、生物多様性が保全されるとともに、生物と人との共生が図られている。
- ・ まちの美化活動等により、公園緑地が美しく管理されている。
- ・ みどりの維持管理で発生する剪定枝などがリサイクルの観点から、資源として活用されている。

など

⑤「宝塚ならではのにぎわいがあふれ、人が集うまち」のみどり

- ・ 花やみどりに囲まれた市内の観光資源に、多くの人を訪れ、にぎわっている。
- ・ 「花き・植木」や「西谷野菜」など宝塚産の農産物が都市ブランドを形成し、農業を志す人が増えるとともに、市民が身近に「農」のみどりに触れている。
- ・ 宝塚ならではの産業の活性化、起業・創業により、花とみどりあふれる街なかで買い物する人や働く人が増えている。
- ・ 多くの人々が、宝塚の花き園芸の技術を学ぶために訪れている。

など

2. 基本理念と計画の方向性

①基本理念（キャッチフレーズ）

計画の基本理念として、市民にわかりやすいキャッチフレーズを設定します。
総合計画の基本理念「わたしの舞台は宝塚」に、みどりおよび市民協働のまちづくりのあり方を加えて、今回は2案提案しています。

計画にはこれを説明する文章を記載する予定です。

キーワードとして、前回委員会での意見等も反映し、以下の文言を踏まえることが考えられます。

舞台、人、植木、花、水、川、山、農地、ふるさと、協働のまちづくり、華やか、歌、宝塚ならではの、宝塚らしさ、田園（都市）・・・

(案1) “ひと”と“まち”がきらめく 水とみどりの舞台づくり

(案2) みんなでつくる 花とみどりと水の夢舞台

【参考-現計画での基本理念】

緑の循環都市・宝塚～ひとと緑がいきいきと循環するまちづくり～

【参考-第6次総合計画におけるスローガン】

わたしの舞台は宝塚

「舞台」という言葉は、「活動・活躍できる場」、「暮らし」、「まち」を表している。
市民や行政など、宝塚のまちづくりに関わる様々な主体が「活動・活躍できる場」（舞台）を整え、あらゆる人の「暮らし」（舞台）を支え、未来の「まち」（舞台）へとつなげていく。

②計画の方向性

前回計画策定から 18 年が経過し、宝塚市のみどりを取り巻く状況も変わってきていることから、本計画のあり方について、計画に記載すべき内容を整理しながら改訂することとしました。

前回委員会で挙げられた地球温暖化の問題や、みどりのストックの有効活用、対象としての水の取り込み、協働でのみどり管理、宝塚らしさの反映などを盛り込んでいます。

- 地球温暖化の進行、異常気象の多発、生物多様性の喪失など、近年の地球規模での環境問題に留意したみどりの計画とします。
- 今後のみどりの持続的で健全な保全・育成をはかるため、「宝塚市協働の指針」※の考え方を踏まえ、協働による管理、まちづくりの観点を重視したみどりの計画とします。
- 水とみどりが織りなす個性的な風景の維持やまちなかの景観形成、芸術・文化の醸成など、宝塚の個性を象徴するみどりの計画とします。
- より多くの市民がみどりの恩恵にあずかることができるよう、公園、街路樹などみどりのストックの有効活用や再編、質の向上をめざしたみどりの計画とします。
- 憩い、癒され、くつろぎ、楽しみ、学べる場となり、人々の生活に潤いを与える市民目線を基本にしたみどりの計画とします。

※「宝塚市協働の指針」：第 5 次宝塚市総合計画において、市民と行政の協働による「新しい公共」の領域を拡充していくことが示され、その取り組みとして、市民と市がそれぞれの責任のもと、協働を推進していくための基本原則や形態などを示したもの。平成 25 年 3 月に策定。

3. 基本方針

みどりの将来像を達成するための、みどりの基本的な方針について記載します。

主なみどりの機能やあり方から、みどりを「守る」、「創る」、「育てる」、「管理する」、「活かす」といった切り口で作成し、具体的な展開項目については委員意見を取り入れながら文章として作成します。

また、平成 27(2015)年に国連において採択された SDGs(持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals))の実現に向けては、国だけでなく地域レベルでの参画が不可欠とされており、目標達成に向けては公民あらゆるレベル、地方自治体における取り組みが期待されています。また SDGs の考え方は環境・社会・経済の三側面に着目し、SDGs に向けた取り組みは地域における諸課題の解決、地方の持続的な開発を推進するものとされています。みどりの基本計画は、三側面の一つ環境に関連した計画であり、SDGs の視点を踏まえながら計画推進に取り組むことが期待されます。

【基本方針（案）】

◆山の緑や農地、水辺のみどりを守り、次世代に伝える

<展開項目>

- *まちの背景となる六甲山系、長尾山系の緑の保全。
- *北部地域のみどりの田園環境・景観の保全。
- *市街地内に残された農地やため池の保全。
- *武庫川やその支流の水辺のみどりの保全。

.....

◆住みたくなる、花とみどりの環境づくりを進める

<展開項目>

- *駅前やバス停などにおける花とみどりの環境づくり。
- *みどり豊かな住宅環境の形成。
- *身近で親しみのある花とみどりの道づくり。
- *ヒートアイランド現象を緩和し、グリーンインフラを担うまちなかの緑の保全

.....

◆まちの魅力づくりに花とみどりの活用を進める

<展開項目>

- *花とみどりの街並みの形成。
- *花卉園芸と連携した緑化の推進。

.....

◆宝塚らしいみどりに適した管理を行う

<展開項目>

- *花とみどりの管理技術ストックの活用。
- *街路樹や公園のみどりの独自の管理手法の検討

.....

◆多様な主体の協働により、みどりを守り、育てる

<展開項目>

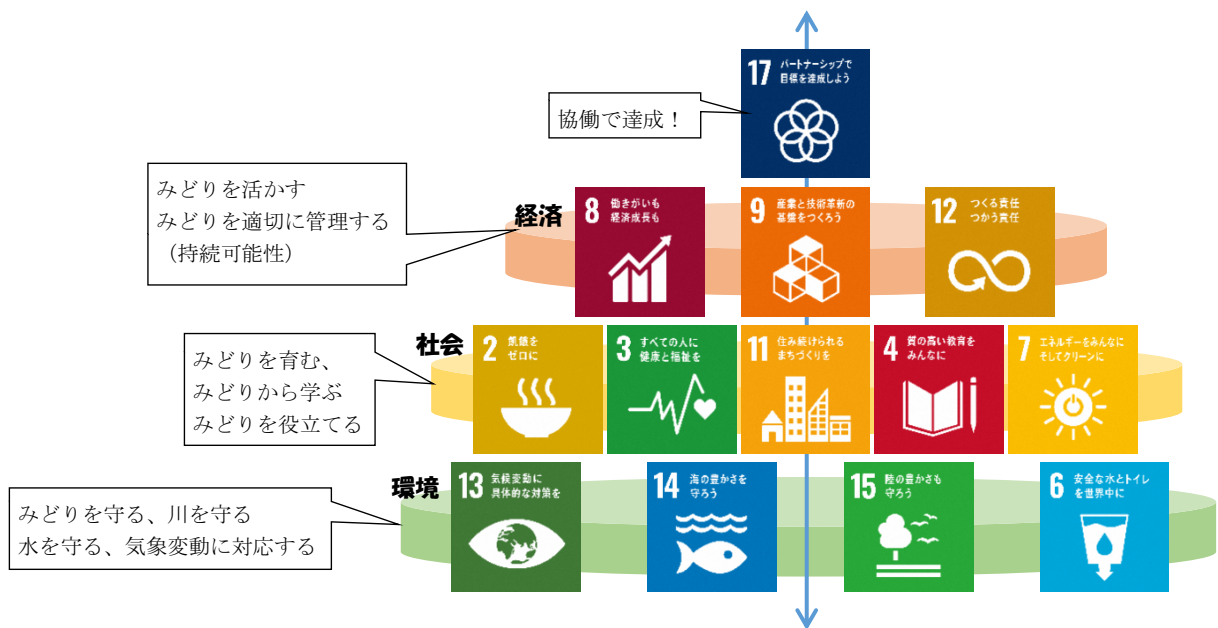
- *地域主体のみどりの活用、育成。
- *みどりの活用主体による適切なみどりの管理、育成

.....

【SDGs の 17 の目標からの整理】

		環境	社会	経済
目標 1 (貧困)	あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。			
目標 2 (飢餓)	飢餓を終わらせ、食糧安全保障および栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する。		★	
目標 3 (保健)	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。		★	
目標 4 (教育)	すべての人々への包括的かつ公平な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する。		★	
目標 5 (ジェンダー)	ジェンダー平等を達成し、すべての女性および女子のエンパワーメントを行う。			
目標 6 (水・衛生)	すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。	★		
目標 7 (エネルギー)	すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な現代的エネルギーへのアクセスを確保する。		★	
目標 8 (経済成長と雇用)	包括的かつ持続可能な経済成長、およびすべての人々の完全かつ生産的な雇用とディーセント・ワーク (適切な雇用) を促進する。			★
目標 9 (インフラ、産業化、イノベーション)	レジリエントなインフラ構築、包括的かつ持続可能な産業化の促進、およびイノベーションの拡大を図る。			★
目標 10 (不平等)	各国内および各国間の不平等を是正する。			
目標 11 (持続可能な都市)	包括的で安全かつレジリエントで持続可能な都市および人間居住を実現する。		★	
目標 12 (持続可能な生産と消費)	持続可能な生産消費形態を確保する。			★
目標 13 (気候変動)	気候変動およびその影響を軽減するための緊急対策を講じる。	★		
目標 14 (海洋資源)	持続可能な開発のために海洋資源を保全し、持続的に利用する。	★		
目標 15 (陸上資源)	陸域生態系の保護・回復・持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・防止および生物多様性の損失の阻止を促進する。	★		
目標 16 (平和)	持続可能な開発のための平和で包括的な社会の促進、すべての人々への司法へのアクセス提供、およびあらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包括的な制度の構築を図る。			
目標 17 (実施手段)	持続可能な開発のための実施手段の強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。			

網掛け主な関連分野 ★宝塚市みどりの基本計画における関連分野



【ウエディングケーキモデル (SDGs 関係図での整理)】

4. みどりの確保目標

みどりの将来像の実現に向けた計画目標を設定します。

本計画は、市民、事業者、各種団体、行政間の協力・連携により計画を進めることとしていることから、市民のみどりへの関心とみどりを通じた宝塚市への満足度を高めることを計画の総括目標として掲げました。目標設定として、前年度実施した市民意向調査における「市のみどりへの満足度」を基準値とした目標値に設定しました。

また、この目標達成を支える、具体的な数量として把握できる2つのみどりの数値目標「緑地の確保」「市街化区域における緑被地の割合」を設定します。

【総括目標】

市民のみどりへの関心と満足度を高める

【総括指標】

	現状 (平成 30 年度調査※)		目標年次 (令和 13 年度)
市域全体のみどりへの関心度 = 市全体のみどりの満足度について「無回答」「普通」と回答した人以外の割合	47.2%	⇒	50% 半数以上の市民が みどりに関心を持っている
市域全体のみどりへの満足度 = 市全体のみどりの満足度について「満足」「やや満足」と回答した人の割合	28.5%	⇒	33.3% 市民の 3 人に 1 人が みどりを満足と感じている

※平成 30 年 11 月に実施した「宝塚市緑の基本計画に係る市民アンケート調査」。18 歳以上市民 1,000 人を無作為抽出し、郵送による調査票の発送、回収を行ったところ 510 人の回答が得られた。

【数値目標 1】緑地の確保

市域面積に対する緑地面積の割合を概ね〇〇%以上とします

将来的にも残すべき担保性があるみどりである「緑地」の面積を確保するための指標を設定します。

緑地の減少を食い止めるべく、施設緑地と地域制緑地からなる緑地面積を市域面積（目標年次）に対して、現状の概ね〇〇%以上と設定します。

	現状 (平成 30 年 3 月末)		目標年次 (令和 13 年度)
緑地の確保量	5,803.62ha	⇒	ha
市域面積に対する割合 (市域面積)	概ね 57% (10,189ha)	⇒	% (10,189ha)

【数値目標 2】市街化区域における緑被地の割合

市街化区域における緑被地の割合を〇〇%以上とします

樹木や草花などの植物で被われた土地である「緑被地」の面積を確保するための指標を設定します（現在、衛星写真を活用して作業中）。

みどりの存在価値が重視される市街化区域において、公有地、民有地を問わず、緑被地の面積を〇〇%以上と設定します。

	現状 (平成 30 年 3 月末)	⇒	目標年次 (令和 13 年度)
市街化区域におけるみどりの割合	%	⇒	%

《参考-みどりの定義》

本計画における「みどり」は、「公有地・民有地を問わず、樹木や草花などの植物、植物を含む土地や空間及びこれらと一体となった水辺やオープンスペースなど」を指します。

植栽の可能性のある自然性の高い土地に加え、屋上や壁面などの施設に関連するみどりを含めて対象とします。

【みどりの定義と種類】

み ど り	緑被地	水面	樹木や草花などの植物、植物を含む土地や空間及びこれらと一体となった水辺やオープンスペースなど
		裸地	河川、水路、運河、池などの水域
		樹木・樹林地	学校グラウンド、都市公園グラウンド部分
			樹木や草花などの植物で被われた土地（公有地、民有地を問わない）
			樹林や樹木で覆われた土地、街路樹
		草地	草や芝生で覆われた土地
		農地	水田、畑、農地
緑被面	建築物の屋上や壁面等において樹木や草、つる植物で覆われた部分		

みどりのなかでも都市公園など施設や法律等により土地利用の規制・誘導が行われるなど、将来的にも残される可能性が高い、担保性があるみどりを「緑地」と位置付けます。

【緑地の定義種類】

緑地	施設緑地	将来的にも残される可能性が高い、担保性があるみどり
		都市公園あるいはこれに準じる機能を持つオープンスペース
		法律や条例などにより、市や兵庫県、国が土地利用を規制・誘導する緑地としての担保性の高い土地（公有地、民有地を問わない）
地域制緑地		

5. 公園緑地の管理および整備の方針

主に宝塚市が整備、管理を行ってきた公園緑地について、これまでのような一律的な管理でなく、地域の実情に応じた内容が求められていることから、公園緑地の整備と管理の方針について記載します。

具体的には、都市公園の整備目標を設定するとともに、事業化されていない公園や開発提供公園などの公園のあり方に関する位置づけ、および既存公園緑地の多様な管理についての考え方を示しています。

これまでの緑の基本計画では、市民一人当たりに対する都市公園整備面積を指標として設定し、その面積確保を進めてきましたが、配置対象となる市街化区域において公園等の用地を確保するのはますます困難な状況となっています。

また、全国的にも都市公園は整備の段階から維持管理の時代へと移行しており、これまでストックされてきた公園緑地について、その存在効果はもとよりさらに有効に活用することでその新たな価値を見出したり、その効果を幅広く展開していくため、戦略的なマネジメント、様々な主体や施設との連携、ストックの再編といった視点が重要視されています。

このため、①これからの宝塚市に適切で実行性のある都市公園の整備目標を設定するとともに、②事業化されていない公園や開発提供公園などの公園のあり方の位置づけ、また③既存公園緑地の多様な管理についての考え方を示します。

① 都市公園の整備目標

都市公園法施行令では、「一人あたり 10 m²以上、市街化区域で 5 m²以上」が都市公園の標準配置とされており、宝塚市は国の基準に準じて「一人あたり 10 m²以上、市街化区域で 5 m²以上」を都市公園の標準配置として条例で定めています。

前回計画では、未供用の都市計画公園・緑地の整備を見込み、目標年次における整備目標を 158.97ha、概ね 7.0 m²/人として掲げてきましたが、近隣公園などの中規模な公園において未供用のままとなっています。また、南部の市街地において市民にとって身近な公園が不足する地域が見られます。

このため、整備の必要性や効果の高い箇所において遊休農地や民有地等の活用も視野に入れながら、市民一人一人が実感するみどりの量を公園整備目標面積として設定し、公園の適正配置についても検討します。

なお、公園の将来的な量については、現状公園のストック再編や長期末着手都市計画公園・緑地の見直しに向けたプログラムを作成し、検討を行うものとします。

	現状 (平成 30 年 3 月末)		目標年次 (令和 13 年度)
都市公園面積	120.04ha	⇒	ha
市民一人当たり面積 (人口)	概ね 5.1m ² /人 (233,950 人)	⇒	概ね m ² /人 (210,206 人)

②都市公園のあり方検討

宝塚市では、宅地開発に伴い整備された小規模な公園（いわゆる開発提供公園）が多く点在し、利用頻度が低くなっている公園もみられるほか、市民アンケートでは、あまり利用されていない公園は無くした方がいいとする意見や統廃合の意向もみられました。宝塚市では人口減少に伴い、公共施設を集約、再編する動きも進んでおり、公園緑地についても適正に配置していくことが求められています。

また、都市計画決定しているにもかかわらず長期に渡り未整備となっている長期未着手都市計画公園について、平成 23 年の都市計画法運用指針の改正により「人口減少社会へと突入するに従って、都市計画制度の運用にあたっては新規決定や追加のみならず、見直し・変更や整理を重視すること」が求められることになりました。

こうした状況から、本市においても長期未着手都市計画公園の計画見直しや利用頻度の低い小規模公園の再編・再整備、開発提供公園への対応など、現状の課題を解決するため公園のあり方について検討しています。

(1)都市計画公園・緑地の見直し

長期未着手となっている都市計画公園・緑地について、整備の必要性や整備効果、代替可能性等から見直しの考え方や評価の視点を示す「(仮称) 都市計画公園・緑地見直しガイドライン」を作成し、ガイドラインに基づき今後の対応（存続、一部廃止、全域廃止）を検討します。

また、存続（一部および全域）することとなった都市計画公園・緑地について、限られた予算のなかで優先順位等を検討し、効果的かつ効率的に整備を進めるため「(仮称) 都市計画公園・緑地整備プログラム」を策定し、着手時期や事業内容を明らかにします。

<未着手都市計画公園・緑地の状況>

公園種別	都市計画公園名	都市計画決定面積	未供用面積
街区公園	平井公園	0.81 ha	0.02 ha
	小林公園	0.40 ha	0.25 ha
	小林駅前公園	0.56 ha	0.56 ha
	山本山手第 6 公園	0.28 ha	0.28 ha
近隣公園	辻池公園	2.4 ha	2.4 ha
	中筋公園	2.1 ha	2.1 ha
	山本公園	1.2 ha	1.2 ha
	新池公園	2.3 ha	1.1 ha
	下の池公園	3.9 ha	1.6 ha
	弁天池公園	3.1 ha	2.9 ha
	川面宮の上公園	1.4 ha	1.4 ha
地区公園	上の池公園	6.0 ha	4.8 ha
	売布北公園	2.9 ha	2.9 ha
風致公園	北中山公園	253.9 ha	236.5 ha
緑地	武庫川河川敷緑地	69.9 ha	57.9 ha
	ゆずり葉緑地	3.2 ha	1.0 ha
	大堀川河川敷緑地	1.6 ha	0.5 ha
	山本山手緑地	0.4 ha	0.4 ha
市合計		368.78 ha	318.75 ha

(2)小規模公園の再編・再配置の検討

施設の老朽化が進み、利用頻度が低い公園・緑地については、地域住民がより安全、快適に利用できるよう、現状及び将来のニーズを把握、調査するとともに、これに対応する配置施設の変更や機能の変換、他公園との統廃合を含め、今後のあり方を検討します。

また、都市計画法第 29 条の開発行為に基づき、マンション開発や宅地開発に伴い開発者負担から提供されてきた小規模公園は、提供後の時間経過からニーズの変化への対応が課題となっています。このため地域に愛される身近な公園として、自主管理も含めた適切な管理手法について検討するとともに、今後は、開発地から一定距離内の適切な場所への公園整備費に活用できるなど、開発業者からの協力金への代替措置を含めた条例整備を検討します。

③公園緑地の多様な主体による管理運営方針の検討

宝塚市は小規模な公園を含め 300 を超える都市公園があり、維持管理面での作業量は膨大に及ぶことから、アンケート調査では樹木や雑草の管理への不満が多くみられます。一方、地元管理で活用したいとする意向も多いことから、公園ボランティアとの調整をはかりつつ、こうした意向も踏まえた適正な公園管理のあり方を検討します。

また、平成 23 年の都市公園法の改正に伴い、P-PFI（公募設置管理制度）の導入など、都市公園・緑地の民間活力の活用が進められており、宝塚市においても公園をより多くの市民に有意義に利用していただけるよう、多様な主体による管理運営手法の導入を検討します。